

令和8年度第3回江東区外部評価委員会（B-②）

1 日 時 令和8年7月17日（金）
午後6時43分 開会 午後8時44分 閉会

2 場 所 江東区役所庁舎7階 第71～72会議室

3 出席者

(1) 委 員

渡 辺 裕 一

小 泉 妙 美

箕 輪 允 智

(2) 関係職員出席者

[施策5]

総務部長	杉 村 勝 利
生活支援部長	大 江 英 樹
こども未来部長	堀 田 誠
教育委員会事務局次長	青 柳 幸 恵
総務部 総務課長	大 町 里 砂
生活支援部 保護第一課長	佐 藤 生 男
生活支援部 保護第二課長	福 田 広 一
生活支援部 生活応援課長	大 田 修 一
こども未来部 こども家庭支援課長	松 村 浩 士
こども未来部 養育支援課長	桑 畠 麻 未
こども未来部 保育政策課長	岩 田 勉
こども未来部 保育支援課長	高 松 清 人
こども未来部 こども政策推進担当課長	大 熊 明 彦
こども未来部 児童相談体制連携調整担当課長	加 納 正 裕
教育委員会事務局 庶務課長	瀧 澤 慎
教育委員会事務局 学務課長	瀧 川 久 輝

[施策7]

教育委員会事務局次長	青 柳 幸 恵
教育委員会事務局 庶務課長	瀧 澤 慎
教育委員会事務局 学校施設課長	松 崎 健 史
教育委員会事務局 学務課長	瀧 川 久 輝
教育委員会事務局 指導室長	金 指 大 輔
教育委員会事務局 教育支援課長	阿久津 健 一
(教育センター所長兼務)	
教育委員会事務局 地域教育課長	野 沢 直 樹
教育委員会事務局 教育政策推進担当課長	西 隈 健太郎

(3) 事務局

政策経営部長	炭 谷 元 章
政策経営部 企画課長	小 林 愛
政策経営部 財政課長	黒 澤 智 仁
政策経営部 計画推進担当課長	岸 本 浩 平

4 傍聴者数 2名

5 会議次第

1. 開会
2. 施策5「みんなで取り組む子育て家庭への支援」ヒアリング
3. 施策7「多様なニーズに応じた教育環境の充実」ヒアリング
4. その他
5. 閉会

6 配付資料

委員名簿

出席職員名簿

席次表（外部評価委員のみ）

施策評価シート

施策別事務事業評価結果一覧

外部評価シート（外部評価委員のみ）

外部評価モニター意見シート提出用QRコード（外部評価モニターのみ）

午後6時43分 開会

○渡辺班長 それでは、定刻になりましたので、これより第3回江東区外部評価委員会、B班のヒアリング2回目を開会いたします。

本日は、オンライン・対面含めて10名の外部評価モニターの皆様に参加いただいています。また、オンライン・対面含めて2名の傍聴の方がいらっしゃいますのでよろしくお願い致します。

今回の外部評価対象施策は、施策5「みんなで取り組む子育て家庭への支援」と施策7「多様なニーズに応じた教育環境の充実」の2施策です。

それでは、ヒアリングに入ってまいります。その前に、本日の外部評価の進め方について改めて確認させていただきます。

本委員会は、区の長期計画における施策の行政評価の実施に当たり、区民の視点に立った評価を行うことを目的としており、各施策の評価・検証により、具体的な改善策や方向性など、今後の施策展開の参考とするためのものです。

各施策について、施策目標の達成に向け、成果向上のための課題把握、取組状況が適切か、また区民ニーズ・社会状況の変化を的確に捉えた取組を展開しているかといった視点で、ぜひ前向きな御意見や御質問をいただければ幸いです。

限られた時間の中で、委員の皆様及び外部評価モニターの皆様から幅広く御意見を伺いたいと考えておりますので、施策評価シートに基づく御意見、御質問を中心に要点をまとめて御発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

それでは、本日の委員会の委員の紹介をさせていただければと思います。委員の皆様、お手元の名簿の順番に各自お名前をおっしゃっていただければと思います。

武蔵野大学の渡辺裕一と申します。よろしくお願いいたします。

○箕輪委員 東洋大学の箕輪允智と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 それでは、区側の皆様もお手元の名簿の順番で自己紹介をお願いします。

○堀田こども未来部長 こども未来部長の堀田と申します。よろしくお願いいたします。

○杉村総務部長 総務部長の杉村と申します。よろしくお願いいたします。

○大江生活支援部長 生活支援部長の大江と申します。よろしくお願いいたします。

○青柳次長 教育委員会事務局次長の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

○大町総務課長 総務部総務課長の大町と申します。よろしくお願いいたします。

○佐藤保護第一課長 生活支援部保護第一課長の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

ます。

○福田保護第二課長 生活支援部保護第二課長の福田と申します。よろしくお願いいたします。

○大田生活応援課長 生活支援部生活応援課長の大田と申します。よろしくお願いいたします。

○松村こども家庭支援課長 こども未来部こども家庭支援課長の松村と申します。よろしくお願いいたします。

○桑島養育支援課長 こども未来部養育支援課長の桑島と申します。よろしくお願いいたします。

○岩田保育政策課長 こども未来部保育政策課長の岩田と申します。よろしくお願いいたします。

○高松保育支援課長 こども未来部保育支援課長の高松と申します。よろしくお願いいたします。

○大熊こども政策推進担当課長 こども未来部こども政策推進担当課長の大熊と申します。よろしくお願いいたします。

○加納児童相談体制連携調整担当課長 こども未来部児童相談体制連携調整担当課長の加納と申します。よろしくお願いいたします。

○瀧澤庶務課長 教育委員会事務局庶務課長の瀧澤と申します。よろしくお願いいたします。

○瀧川学務課長 教育委員会事務局学務課長の瀧川と申します。よろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございました。

それでは、こども未来部長より、施策5における取組の実施状況等について10分程度で御説明をお願いします。

○こども未来部長 こども未来部長の堀田です。よろしくお願いします。

私からは施策5「みんなで取り組む子育て家庭への支援」についてご説明させていただきます。施策評価シートをご覧ください。

施策5の目標は「行政と地域が協働し社会全体で子育て家庭を支えることで、孤立した子育て環境が解消され、誰もが喜びを感じながら子育てし、こどもたちが健やかに成長していること」を本区の目指す姿としています。この施策の実現に関する指標としては「地

域に見守られて子育てしていると感じる保護者の割合」で区民アンケートにより把握しています。7年度は65.4%の方が「見守られている」と感じており、6年度の現状値と比べて8ポイント増加しております。また、令和2年度以降数値が若干ではありますが上昇傾向にあり順調に推移していると分析しております。参考欄にありますように東京都が昨年9月より保育料の第1子無料化を実施したり、国として今年度より全国的にこども誰でも通園制度を開始するなど、この施策に関して国や都も近年積極的な動きをみせております。

項番2「施策目標の達成に向けた具体的な取組方針」です。本施策を行うにあたっての取組方針は3点あります。1点目は「子育て支援サービスの充実」で、子育て情報の発信強化、子ども家庭支援センターや家事・育児サポート、ベビーシッター利用支援などのサービス拡充、こども誰でも通園制度の開始など、多様な子育て支援のニーズに対応していきます。2点目は「子育て家庭への経済的支援・自立支援」で、各種手当や子ども医療費助成の支給、奨学資金の給付、私立幼稚園の保育料補助等を行います。3点目は「児童虐待の未然防止と虐待対応力の強化」で、子育てに不安感を感じたり、虐待に至ってしまった保護者に対する指導・助言、ヤングケアラーに対する支援や普及啓発活動などを行います。

次に項番3「取組方針の実施状況」です。ここでは先に掲げた取組方針を具現化するために今後どのような事業展開を図っていくか、また、事業展開の成果を測定するための指標を設定しています。まず、取組方針1「子育て支援サービスの充実」です。取組内容の1点目は子ども家庭支援センターの整備です。子ども家庭支援センターは、親子が自由に遊び、交流できる子育てひろばや子育てに関する相談、一時預かりサービス、保護者への啓発活動など、子育て健全層から不安層まで幅広く対象として支援している施設で、本区では現在都内最多となる8センターを設置していますが、現状まだ整備ができていない地域もあり、今後富岡地区、潮見地区に整備する予定です。2点目は多様化する子育てニーズへの対応です。特に子ども家庭支援センターで行っている一時預かりの予約が取りにくい状況となっており、一時預かりサービスをさらに充実させていきます。また、子どもたちを社会全体で見守るという視点からもファミリーサポート事業など地域住民が参加する子育て支援活動に取り組んでまいります。

この取組方針の指標は2点設定しております。1点目の「各種子育て支援サービスの合計利用者数」です。達成度欄に「※」が付いていますが、これは前年度実績と比べて数値が下がっていることを意味し、7年度50万5千名余で6年度と比較して1万5千名余、率にして2.9%の減となっております。減となった要因は7年度に深川北子ども家庭支援センターと

豊洲児童館が改修工事のため、子育てひろばの縮小や休止があったことにより利用者数が減ったため、これらの影響を除けば概ね横ばい状況となっています。2点目は「必要な子育て情報が入手できる保護者の割合」で、この数値は7年度に69.3%で前年度比4.1ポイント増加しています。必要な情報が適宜、適切に届かないというご意見は以前から区に寄せられており、区としても情報提供の改善は大きな課題と認識しておりました。このため7年度の事業で子育て支援情報をアプリを使ってプッシュ通知することで、対象となる方に対してタイムリーに情報を届けられるようにしました。「成果と課題」欄の3点目にあるように8年度から始まったこども誰でも通園制度について、需要に必ずしも応え切れていない面もあり、受皿の確保が課題と認識しております。

取組方針2は、子育て家庭への経済的支援・自立支援です。

取組内容としましては、各種手当や子ども医療費助成などの経済的支援、ひとり親家庭等に対する相談・援助、子供の学びサポートや奨学資金給付等による教育機会の確保を図っています。

指標は1点で、「子ども医療費助成件数」です。この指標は、目標値を定めていないため、達成度評価は「－」となっております。

子ども医療費助成は、5年度から所得制限・自己負担なしで、18歳の高校生に該当する年齢まで対象を拡大しております。7年度は139万件余の助成を行っております。

次のページを御覧ください。取組方針3、児童虐待の未然防止と虐待対応力の強化です。

取組内容の1点目は、切れ目のない児童相談体制の構築です。本区では、昨年4月にこども家庭センターを設置しました。こども家庭センターは、母子保健部門と児童福祉部門の連携を密にし、児童虐待対応を強化するため、昨年度から全国的に設置が図られているものです。

本区では、母子保健部門である保健相談所と児童福祉部門であるこども未来部の養育支援課の連携をこれまで以上に強化することで、必要な情報の共有や求められている支援体制の強化を図っております。こども家庭センターを中心として様々な関係機関との連携を図ることで、虐待の早期対応を図ります。

3点目は、虐待の未然防止です。育児不安を抱える方に対して、区内8か所にあるこども家庭支援センターにいる訪問支援員がアウトリーチ活動を行うことで虐待の未然防止を図る見守り支援活動を行っておりますが、今後支援員の増加など、強化を図ってまいります。

4点目は、新たな児童相談体制の構築です。潮見に新たに整備する複合施設内に、東京都の江東児童相談所、区のこども家庭センターの児童福祉部門であります養育支援課、子ども家庭支援センターが入ることで、虐待の未然防止から重度な虐待対応まで一貫した支援を行える体制を構築していきます。

この取組の指標は2点あります。

1点目は、「しつけであってもこどもに体罰を与えてはならないと理解している区民の割合」で、7年度は66.6%でほぼ横ばい状況となっております。現在、法的にも体罰は禁止されていますが、それでも2割強の保護者がしつけのためであればある程度の体罰を容認している状況であり、正しい理解の普及を一層行う必要があると認識しております。

指標の2点目は、「児童虐待を疑ったときの通告先を知っている区民の割合」で、7年度の実績は37%で前年度より若干下がっているため、達成度欄には「＊」がついております。現状では、目標値を大きく下回っており、啓発活動の一層の強化が必要と認識しております。

成果と課題です。

1点目、7年度の虐待対応件数は1,579件で、令和元年以降ほぼ毎年増加し続けております。

2点目、昨年度区立学校の児童・生徒を対象にヤングケアラーの実態調査のアンケートを行い、ヤングケアラーが疑われる児童・生徒に教育支援課の心理職がフォローをしました。アンケートは今年度も実施し、引き続き実態の把握と支援につなげてまいります。

次に、項番4、一次評価のうち、まず総評ですが、一時預かりの利用者数が減少に転じた原因を把握し、ニーズに合った事業を進めていく必要があります。

昨年度導入した子育て支援アプリのプッシュ機能などが功を奏して、必要な情報が入手しやすくなっているものと評価しております。

手当などの申請時における電子申請等を着実に進めることで、利便性の向上が図られていると考えております。

次に、今後の方向性ですが、1点目、こども誰でも通園制度など、各家庭の状況に応じた子育て支援策の提供、2点目、子ども家庭支援センターの拡充、3点目、子供の権利救済を図る機関の設置検討と子供の権利についての啓発、4点目、経済的支援による学習機会の確保、5点目、虐待対応についての関係機関連携の強化による切れ目のない支援体制の構築、次に児童相談所も含めた新たな相談体制の構築と、関連する複合施設の整備に向

けた東京都との協議の推進を挙げております。このような取組を進めることで、子育て家庭への支援の充実を図ってまいります。

説明は以上です。

○班長 ありがとうございました。

これからヒアリングのほうに入っていきたいと思うんですが、その前に、小泉委員が入られましたので一言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 委員の小泉でございます。ネットの接続に手間取ってしまいまして、参加が遅れまして大変申し訳ございません。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○班長 よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、施策5についてということで質疑を行ってまいりたいと思いますが、委員の皆様にはまずはお伺いしたいと思います。

昨日と同じような流れだと思いますが、委員、いかがでしょうか。

○委員 それでは、幾つか質問させていただいてよろしいでしょうか。まず、施策としては、取組方針1の子育て支援サービスの充実の中でベビーシッター利用支援事業というものがあるんですけども、これは企業に所属している人であれば内閣府の制度で使えることが多い、一般の個人事業主でも何かに入れば私は使えると聞いています。あと、東京都のほうでも、主婦の方でも使えるシッター利用補助があるということで、区の利用支援を調べてみたらキッズラインとかが使えるということで、特にベビーシッターに関してはそんなに違いがないということなんですけれども、都と江東区の役割分担としてはどういうふうに考えられる、どういうふうな狙い、ターゲットになっているのかというのが一つです。

○班長 先生、まずベビーシッター利用支援事業ということについて、都と区の役割分担についての質問ということでよろしいですか。

○委員 はい。

○班長 よろしくお願いいたします。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長でございます。それでは、御質疑のほうに答えさせていただきます。

ベビーシッターの利用支援事業につきましては、東京都が認定するベビーシッター事業者を区内の利用者が利用した際に、利用した料金を区が後で補助をすると、そういう制度になっています。基本的には東京都が認定した事業者、かつ区が補助を行うお金の原資と

いうものも東京都からの補助金となっております、東京都のベビーシッター利用のスキームに区が一部支払いという形で関わっているというのが役割分担としてございます。

以上でございます。

○委員 お金のほうは区が出しているということなんですね。分かりました。

次に、ファミリーサポートセンターなんですけれども、どの辺りだったか忘れてしまったんですが……。

○班長 取組方針1に、「ファミリーサポート事業などの」というところで記述があるかと思います。

○委員 ファミリーサポートセンターだと個人ガチャみたいなのがあって、ある人が来てくれるとかなり長くいい関係になれるけれども、必ずしもそうでないと、一回使ったけれどもうんというふうになってしまうことが多いという話も聞いています。私もかつて違う区で使ったことがあるんですが、そういうのがあったりします。そういう人の評価というか、評判というか、満足度というか、その辺は図られているんでしょうか。

○班長 ありがとうございます。ファミリーサポート事業の内容、実施方法というところの質問かなと思いますけれども、それを提供してくださる提供会員のほうの人の質の評価という意味で、先生、よろしいでしょうか。

お願いいたします。

○こども家庭支援課長 それではお答えいたします。ファミリーサポート事業につきましては、地域にいる提供会員と依頼会員を結びつけるということで、基本的にはサービスを受けたいという依頼会員の方と、それからサービスを提供できるという提供会員の方が相互に結びついて行われているサービスということになってございます。

ファミリーサポートについては、今お話があったとおり、様々な地域の方に御協力していただいてそうしたサービスを提供していただいているという側面がございまして、そういう中で、いわゆるマッチングの問題というところが一定あるのかなというふうには思っております。

区においても、そんなに頻繁にはないんですけれども、ファミリーサポートについて利用者のほうから御意見をいただくこともあり、そうしたマッチング体制とかについては今後の課題というふうに考えてございまして、今後、これは社会福祉協議会と今連携して行っているものなんですけれども、そうしたところでファミリーサポートのクラウド型のシステムを導入する意向も社会福祉協議会のほうから示されておりますので、今後そうし

たことで改善を図っていければと考えてございます。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。クラウド型というところで、もしかしたら評価とか、そういういったことも含むような仕組みができる可能性もあるというか、分からない話ではありますが、可能性としては検討されるのかなというところで伺いました。

今のファミリーサポート事業というところと、ほかにも子育てひろばとか、一時預かり保育とか、先ほどのベビーシッターの事業もありましたし、こども誰でも通園制度というのもあって、かなりいろんな制度の名前が出てくるんですけれども、こういったものが全て指標に反映されるかどうかとか、そういったこともあるとは思いますが。使い分けとか、誰がどんなふうに使っていくかみたいなどころでは、それぞれ特徴があったり、違いがあったり、それこそ切れ目がなく何かが使えるような状況があったりするのかなというところではいかがでしょうか。

○こども家庭支援課長 区で展開している各種サービスについての御質問でございますけれども、今お話がございましたとおり、非常に多様なサービスを提供させていただいております。例えば対象の年齢層によって違いがございますとか、それからサービスの内容、例えば家事・育児サポートというのであれば、家事・育児を御家庭に保護者の方がいることを前提に提供するものもあれば、ベビーシッター事業のように御家庭に保護者の方がいなくても利用できるというものがある。それから、誰でも通園制度になりますと、通常は保育園に入園していない子供さんをお預かりするということで、そうした意味では、いわゆる子育て世帯の様々な育児形態があろうかと思いますが、育児形態に応じて多様なサービスを展開させていただいているというところでは、今お話しいただいたとおり、切れ目のない支援というところを我々としても目指しているというところがございます。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。まさに取組方針1の最初の指標のところ、「各種子育て支援サービスの合計利用者数」というところで、そういったものが使いやすくなっているとこの数字が伸びてくるという、そういう意味合いかなというふうにも思いました。

かなり複雑というところかというと、相談をどこかにすると、きちんと「あなたは今こういう状況であれば、いろいろメニューがある中でもこんなサービスに該当するんじゃないか」というようなワンストップの取組も必要かなと思いますけれども、そういったところは2番目の指標で「必要な子育て情報が入手できる」というふうに感じることができてい

るかどうかというところとも関係があるかなと。そういった相談先とか、何かすごく大きな相談というよりも、何のサービスを今使えるんだらうというようにところにパッと答えていただけるような、そんな窓口というところではどのような場所があって、それをどのように周知されているかというところではいかがでしょうか。

○こども家庭支援課長 サービスの利用に当たっての相談窓口ですとか、サービスの利用についての周知というところでございますけれども、まず先ほどもこども未来部長より御説明差し上げましたとおり、「こうとうおやこ手帳」というものを昨年の12月に子育て支援アプリということで展開させていただきました。現在、直近で、12月からサービスを始めて今5,000人以上の方に御登録いただいているということで、順調な伸びを見せているかなというところでございます。

そうしたところで、プッシュ型ということで、お子さんの年齢に応じた情報というものを保健所ですとか、私どもこども未来部、それから教育委員会等、そうした部署から適宜配信をさせていただいておりますので、そうしたところで情報の取得の利便性というのが高まっているのではないかと考えてございます。

また、先ほど説明がありましたとおり、江東区には8か所の子ども家庭支援センターがございます。子ども家庭支援センターにつきましては、育児の相談、いろいろなお悩み事について相談できる窓口があり、そうしたところで提供できるサービスですとか、いろいろなアドバイスですとかを受けられるという地域の拠点となっておりますので、そうしたところとの合わせ技で利用者にとっての情報の周知ですとか利用の促進を図れればと考えてございます。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。近年のA Iなどの進化というのは非常に目覚ましいところがあると思うんですけれども、そういった問合せ等に適切に質問をしながら答えられるような仕組みというのはいろんなところで少しずつ整ってきているようにも思ふ。本当に複雑で、いろいろ使えるか使えないかという判断が本人にとっては難しいというところで、またそういった御検討もしていただけると区民の方が使いやすくなって、こういった数字が上がってくる可能性もあるのかなと思ひました。センターまで行かなければいけないというところでは、情報を取るというときに、自分から聞きに行くというところでなかなか利便性が高まらないこともあるのかなと感じるところもありましたので、またいろんな方法を御検討いただければと思ひます。プッシュ型が非常に機能していらっしゃるというこ

とで、非常に重要なことかなと感じております。

委員、すみません、途中で奪ってしまいました、いかがでしょうか。

○委員 では、もう1個なんですけれども、虐待等の児相に関してなんですが、当初、以前の区長に長々と交渉していただいたように、江東区の自区設置の予定であったのが東京都設置に変えたということもあるので、お話を聞くと子家センと同じ建物ということらしいんですけれども、結局それだと、同じ建物の中でも東京都の児相と子家センがあって、情報共有というのがなかなか簡単ではないんじゃないかなと。せっかく進めたのに戻ってしまうというか、東京都に任せてしまうというのもどうなのかなとちょっと思ったりもしたんですけれども、その辺りも含めてどういうように今後子家センと児相の連携を取っていったら児童虐待の未然防止につなげようとしているのか。

あと、指標のところ、**「児童虐待を疑ったときに通告先を知っている区民の割合」**とあるんですけれども、何となく知っているという人は多分多いんじゃないかと思うんですが、どこが適切かというのを分かっていない区民も多いんじゃないかと思われる。その辺りについてはどのように周知をして適切なところにつなげられるようにされているのかについて伺いしたいと思います。

○班長 ありがとうございます。

今、2つあったかなと思いますけれども、恐らく今のお話は2つとも取組方針の3番ということで、子ども家庭支援センターを中心に都や地域等の関係機関との連携強化ということで、どのような施設、機関をつくるかということはいろんな判断があらうかと思えますし、今後の方向性のところで、そういった機関の設置については検討を進めるという今後の方向もお示しいただいているわけなんですけれども、主に連携関係ですね。都と区というところでの違いがあるわけですが、この連携の状況や関係について御説明いただければと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

○児童相談体制連携調整担当課長 それでは、児童相談体制連携調整担当から御説明させていただきます。

都と区の連携についてなんですけれども、委員がおっしゃるとおり、これまで江東区独自の児童相談所の設置を目指し方針等を検討してきたところでございました。ただ、もろもろの事情もございまして、またいろんな検討の結果、東京都との連携を進めたほうがより区にとってのメリットが大きいだろうと、いわゆる区の子供にとってのメリットが大きいだろうというところで東京都との連携強化をし、児童相談体制をつくっていくという方

針に転換したところは御案内のとおりです。

その後、まだ少し時間はあるんですが、今検討を続けていて、来たるべき複合施設の中に東京都の江東児童相談所と我々の子家セン、いわゆる虐待部門が入る、そのときのためにどのような連携をしようかというところにつきましては、一つは通告の窓口を一元化するということで、まずは相談が入ってくる窓口を一本化すると。虐待に対する窓口を一本化する。その上で、入った初動の段階から都と区で連携して動いていく。場合によっては、区が主導で動いたほうがいいのであれば区が主導で動き、まず初動を早くするというのが連携強化の一本あるかなと思っております。

また、複合施設の中では、大きな部屋の中に、東京都と江東区の壁や仕切りのない執務室にしようと思っております、顔の見える関係性を日常的につくっていく、その中からケースの相談等を密に行っていける、そういった環境、雰囲気をつくっていくということも大きな連携の強化策として考えているところです。

また、その上で、都の職員、区の職員、お互いに派遣し合って、お互いの職員が互いの組織の中にいるという状況をつくっていきたいと思っておりますので、そういうところから連携を強化していきたいと考えているところです。

以上です。

○班長 ありがとうございます。まさに物理的にもソフト面でも壁をなくすというような取組を検討されているというふうにうかがったところかなと思います。実際に、情報の行き来というときに、立場の違いが非常に難しいことを引き起こすこともあるかなと思うんですけども、そこら辺の何か取決めですとか、今後の検討の予定というのは御検討されていますでしょうか。いかがでしょうか。

○児童相談体制連携調整担当課長 ソフト的な連携の方法、具体策につきましては、まだ今基本設計を始めたところでありまして、もう少し時間はございますので、まさにこれからというところではあります。一つ大きいのは、今東京都と江東区で個別の相談というか、検討の会議体をはっきりと持っておりまして、部長級の会議、課長級の会議、その下実務者の会議というふうに3層構造で進めるということを基本合意の中で決めております。ですので、そういったチャネルを使って検討を進めていきたいと考えています。

以上です。

○班長 続けて部長のほうからお願いいたします。

○こども未来部長 こども未来部長です。1点補足ですけども、これまで東京都との協

議の中で、例えばこれまでの児童相談所と子家センの関係というのは、児童相談所が持っているケースは専ら児相、子家センが持っているケースは専ら区が担当というふうに双方がばらばらで担当していました。ですが、それはよくないので、双方が一緒に持ったほうがいいようなケースについては都と区が一緒になって、例えば会議も一緒にやりましょうとか、訪問とか面接も一緒にやりましょうという形で進めましょうという形で基本的な合意がなっていると。その前提で、今後細かな制度を設計していこうかなというふうに思っています。

○班長 ありがとうございます。そういった情報といえますか、役割を持ち合うという、重ねていくというんでしょうか、そういった検討がなされているということで伺いました。

もう一つ、通告先窓口一元化の話もございましたけれども、そちらの御質問についてお答えいただけますでしょうか。お願いいたします。

○養育支援課長 養育支援課長の桑畠でございます。2点目にお尋ねの区民に対する通告先の周知についてお答えいたします。

現在、区民が児童虐待を発見、疑ったときに連絡ができる先としては複数存在してございます。区の養育支援課、児童相談所、地元警察、それから国が設置している「189（いちはやく）」という通告先がございます。正直、区民の方におかれましては、どこの機関に連絡していただいても構わないというような御案内もさせていただいているところですが、一方で、法令上は区が一義的な相談窓口と位置づけられておりますので、区の周知方法としましては、区が設置している窓口を区民にしっかり周知をしているところでございます。ですが、子供が確実に相談先につながるということが一番でございますので、どのルートから来ても私どもに情報が来るような仕組みになってございます。

以上です。

○班長 ありがとうございます。国のほうでは基本的に「189（いちはやく）」ということかなと思いますけれども、例えば江東区内で「189（いちはやく）」をかけた場合には今どちらにつながる仕組みになっていらっしゃるでしょうか。

○養育支援課長 現在は、「189（いちはやく）」のほうに入りますと、児童相談所のほうに一義的には連絡が入って、内容を聞いて対応する形になりますが、いずれにせよ地域児相のほうに情報が下りてきまして、虐待の内容に応じて基本的には区のほうに連絡が来て、私どものほうで対応することが多いかなというふうに思っております。特に、中でも一時保護が必要でしたり、児童相談所の権限行使が必要な案件の場合は、当然児童相談所の

ほうで引き取って対応するというような流れを取ってございます。

○班長 ありがとうございます。ここら辺もまた連携の話とかなりつながってくるところかなと思って御質問させていただきましたけれども、そういった情報の共有がスムーズになされながら江東区のお子さんたちが権利を守られる、そういった体制づくりに取り組まれているということでお伺いすることができました。

委員、時間もありまして、（もう一方の）委員にパスをしたいなと思いますので、お許しいただきたいと思います。

（もう一方の）委員、いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。最初の10分くらい説明を聞いていなかったのですが、御説明いただいていたのに重複で質問してしまったら大変申し訳ないのですが、私、取組方針1に関して事前にコストの内訳のほうを質問させていただいております。様々な支援サービスがございますので、どういったサービスに幾らぐらい予算があって執行されたかというようなデータをいただいているのですが、それを拝見して思ったことなんですが、事業別に見ると、ベビーシッター利用支援事業が突出して超過執行となっております、あとはこうとう家事・育児サポート事業も予算を超過しています。これは、そういうニーズがあるからということなんだろうが、一方で、ファミリーサポート事業は予算対比で下回っていきまして、子育てひろば事業は全体から見るとかなり小さい規模となっています。

この状況を見たときに、これは私が思ったことなんですが、区の子育て支援が自宅で完結する個別サービスの需要に引っ張られて推移しているように見えまして、一方で、代表指標の内訳で、地域に見守られていると感ぜない理由というのが、「地域での接点がない」というのが前回調査から13.2ポイント増加しているという状態です、ベビーシッターの利用増と地域での接点の減少が同時に起きているということについてどう分析されているかなと思いました。

○班長 ありがとうございます。ベビーシッターの利用が広がるにつれて、地域で見守られるということの値は下がってくるのではないかなという御指摘でよろしいですか。

○委員 そうですね。逆方向に行くのではないかなという思いがありまして、その辺りを区としてはどのように分析されていらっしゃるかお伺いできたらと思います。

○班長 ありがとうございます。

お答えいただけますでしょうか。

○こども家庭支援課長 こども家庭支援課長でございます。それでは、御質問にお答えさ

せていただきます。

数字上、今お話がございましたとおり、ベビーシッター利用支援事業、それから家事・育児サポート事業については非常に高い伸びを示しております。これは、在宅子育てに関するニーズの高まりというふうに区では捉えているところでございます。

一方で、そうしたことが地域とのつながりの希薄化につながるのではないかとというところがあるんですけれども、今回我々も、代表指標の動きを見ますと、地域に見守られて子育てしていると感じない理由ということで、「近所付き合い等、地域での接点がない」ということが毎回の調査で最も多い割合となっているということを把握しているところでございます。これについては、本区も含めました都市部の自治体において課題となっている地域コミュニティの減退・縮小というものが子育て環境に影響を及ぼしているものと推察しているところでございます。ですので、ベビーシッターの利用が伸びることで地域の見守りが弱まるということとのつながりというところはなかなか判断が難しいところなんですけれども、ただ、我々として認識しているのは、子育て環境も含めた地域コミュニティのつながりというものが弱まっているということも背景にあることは認識しております。

こうした中で、先ほど御説明しましたとおり、地域には子ども家庭支援センター、それから児童館という地域の育児をサポートする施設というものも区では整備しておりますので、そうしたところを通じて引き続き地域で見守られている割合というものも増やしていければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。ファミリーサポート事業が伸びない理由の一つでもあるのかなと、地域のつながりを活用するというイメージがなかなか持てないというところもあるのかなと思うんですが、こちら辺はまた別途様々な対応の中で地域のつながりづくりという、皆さんの中心の活動ではないかもしれませんが、そういったものも深く関わっていらっしゃるのかなというところが今の御説明で少しかいま見えたところかなと感じたところでございます。

委員、続けていかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。ベビーシッターの利用者が一緒に子育てひろばとかのコミュニティにもアクセスするという形で、両方が充実していけばよいのではないかなと思いました。

あと、もう一つ、先ほど子育てアプリの話が出ていまして、素晴らしい取組だなと思っ

たのですが、これは令和7年にリリースされたということで、現在のインストール数などはお分かりになりますでしょうか。

○班長 お願いできますでしょうか。

○こども家庭支援課長 ただいま御質問でございますけれども、子育て支援アプリ「こうとうおやこ手帳」につきましては、昨年、令和7年12月からリリースを開始したところでございます。現在、直近の数字といたしましては、およそ5,000件以上ということで把握してございまして、リリースからまだ半年でございますけれども、そういう点では、今江東区におけるいわゆる子育て世帯、0歳から18歳までの育児世帯がおよそ5万件と把握してございますので、おおむね1割は登録していただいているところになりますので、こうしたことを引き続き広めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。先ほど問合せをしたら答えてくれるような機能がきっとあるのかなと勝手に思ってしまったんですけれども、これを広げていくというところでは、1割から2割、3割、これは指標には含まれてはいないんですが、恐らく子育て支援サービスの合計の利用者数に大きな影響を与える可能性のあるものかなと思うんですが、具体的に増やしていくというところではどのような取組を検討されているか、少し教えていただけますでしょうか。

○こども家庭支援課長 アプリの周知方法でございますけれども、現在でもいろいろな子供の関連施設ですとか、区の施設ですとか、そういったところでの周知、それから利用者のお母さん方のネットワークとか、そういったところで広まっているという話も聞いてございます。特に、先日伺ったところでは、子ども家庭支援センターを御利用されている世帯では、お母さん方のコミュニティ、つながりがあって、そういう中で、口コミというんでしょうか、そういったことで広がっているということも聞いてございます。

それから、この後、7月の21日号のこうとう区報において、江東区の子育てに関する情報についてのアンケート調査を行うということで、そのアンケート調査の中にもアプリを絡めたものということでやってございますので、これからアンケートとか、そういったものをやる一方でそうした周知も併せて図れればと考えてございます。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。それこそ子育て世代がどういうメディアに触れていらっしゃるかなんていう分析もきっとされているところかなというふうに思いますので、また

有効な周知方法の御検討ということかなと思っております。

すみません、委員、十分にもしかしたら質問いただけなかったかもしれませんが、ここまでにさせていただきまして、モニターの皆さんにもお伺いをしてまいりたいと思います。

では、ここからオンラインと会場の外部評価モニターの皆様からも御質問や御意見を伺いたいと思います。

まず、オンライン参加で発言を希望される方は挙手ボタンを押していただき、指名されたらミュートを解除して御発言をいただきたいと思います。発言が難しい場合は、チャット機能で御意見、御質問をお寄せいただくことも可能です。チャットで発言された場合は、事務局職員が会場マイクで内容を読み上げさせていただきますので、御了承ください。

また、会場参加で御発言を希望される方も挙手をお願いしたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○外部評価モニター 説明ありがとうございました。

1つお伺いしたいんですけれども、取組方針2の中で、成果と課題の2番目、貧困の連鎖防止のために「まなび塾」を実施しているとありましたけれども、対症療法的にはこれでいいと思うんですが、例えば経済的な支援を要する家庭というのは、今話題になっている金融政策であるNISAとかiDeCoとかという知識が圧倒的にないように思います。そういう知識を小さい頃から教えていくことで経済的に自立できることに結びつくのではないかなと思うんですけれども、こういう施策というのは国とか都が何かやらなければならないことなのか、それとも江東区独自で何か施策を打ち出すことができるのかを教えてください。

○班長 ありがとうございます。これは、「まなび塾」に絡めてということでしょうか。そこで学べる内容というのは、学習塾というところですので学習が基本かとは思いますが、今後暮らしていくというところでなかなか得にくい情報があるのではないかと、理解がされていない情報があるのではないかとということで、それぞれ都や区の役割でそういったことをどのように伝えていきたいのか、いく予定にしているのか、そんなことでよろしいでしょうか。

○外部評価モニター はい。

○班長 なかなかちょっと違う部分もあるのかもしれませんが、教育内容とか、そういったところでお答えいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○保護第二課長 「まなび塾」の御質問ということで、保護第二課長のほうからお答えさせていただきます。

まず、「まなび塾」の目的としましては、貧困家庭に対する学習の機会の確保の場を提供するということで実施してございますが、内容につきましては、まず高校進学ですとか、その先の大学進学に結びつけて、そこから先の貧困の連鎖を断ち切るための自立ということを目指しております。

一方で、区民モニターの方から御指摘いただいた例えば金融教育であったりだとか、そういった部分に関しては、「まなび塾」でサポートするのではなく、まず「まなび塾」は学力というところで、土台を形成するということで実施している事業でございます。

また、一方で、国と都の役割で区ができることということで御質問があったかと思うんですけども、この事業につきましては生活困窮者自立支援法に基づいた子どもの学習・生活支援事業に基づいた事業でございます、そういった意味では区の独自の施策は可能となっているところでございます。

その中で、「まなび塾」に関しては全自治体で実施しているわけではなくて、江東区のほか幾つかの自治体でやっておりますが、各自治体の裁量において実施している事業となっております。

以上です。

○外部評価モニター ありがとうございます。ちょうど娘の友達とか、ターゲットは同じなのかなと思ったので、そのターゲットにどうにかアプローチすれば親とかも知識を得ることができるのかなと思って質問させていただきました。

以上です。

○班長 ありがとうございます。貧困の連鎖をいかに断ち切るかということで、いろんなアイデアの部分で御質問いただいたところかなというふうに拝見いたしました。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。奥の方をお願いいたします。

○外部評価モニター よろしくお願ひします。

取組方針2の子育て家庭への経済的支援・自立支援なんですけど、評価結果一覧の表を見させていただくと、8番の母子家庭等自立支援事業、こちらのほうが、額はほかと比べると相対的には少ないかもしれませんが、前年比6割減になっている。これは、やはり積極的というよりもリアクティブというような趣旨で、たまたまこれは少なかったという理解でよろしいでしょうか。

○班長　大変恐れ入りますが、もう一度どの点を御覧になっておっしゃっているか教えて
いただいてよろしいでしょうか。

○外部評価モニター　令和8年度の施策、2ページ目の8番、母子家庭等自立支援事業、
こちらの8年度と7年度を比べたときの前年比増減というのが約6割減になっておりま
すが、これは何か理由があるのでしょうか。

○班長　それでは、お答えいただけますでしょうか。

○生活応援課長　生活応援課長でございます。こちらの表の比較ですけれども、8年度の
予算額と7年度の予算額の比較となっております、マイナス59.6%となっております。
こちらにつきましては、直近の執行状況等を踏まえた予算計上をしているところでござい
まして、そういった意味では7年度の予算額が多少多く計上されているようなところがあ
りまして、実情に合わせた予算計上をしたというところでございます。必要な方に使って
いただくというところについては、需要を満たす予算計上となっております。

以上でございます。

○班長　ありがとうございます。つまり、実際には執行されなかったということですが、
執行されなかった背景についてはどのように分析されているか、追加で教えていただけま
すでしょうか。

○生活応援課長　執行残が多くなった状況というところですが、職業訓練講座の助
成に関しましては、ある時点で国のほうから通達がございまして、通学・通所を実際に伴
わないオンラインの講座などについては慎重に取扱いをするようにというような通達もご
ざいまして、そういったところから少し実績が減少したというような事情がございます。

以上でございます。

○班長　ありがとうございます。つまり講座の受け方に変更があったことが大きく影響し
ているのではないかという、それについての物の見方ですね、そこが影響しているのでは
ないかという御回答として承りました。

すみません、挟んでしまいましたが、いかがでしょうか。

○外部評価モニター　分かりました。実弾として補助をするということも重要だと思うん
ですが、一方で、長期を見たときに血肉に変わる部分というのを育てていくということも重
要かなと思いましたので質問させていただきました。ありがとうございました。

○班長　ありがとうございました。こういった機会がきちんと確保されるようにという
ところの御指摘かなというふうに承りました。どうもありがとうございました。

もう1件ぐらいうかがえるかなと思いますが、モニターの皆様からいかがでしょうか。
よろしいでしょうか。

それでは、ここまでにさせていただきまして、各委員からまとめの発言をいただきたい
と思います。

では、順番に、委員からお願いいたします。

○委員 直接指標に関わるものではないですけども、一応制度として、子供をめぐる話
としては、共同親権制度が導入された。裁判所がなかなか動いていなくてよく実態が分
からないというのが現状なんだろうけれども、みんなで取り組む子育て家庭への支援と
いうことになる、離婚した家庭とか共同親権を持った家庭をどうしていくのかというの
も今後の一つの課題になるのではないかと考えています。その辺りはまだ今後のことでし
ょうけれども、注視して対応等を考えていただいたほうがいいのかなと、私個人としても
いただきたいなと思っているところです。

ちょっと離れるところでしたが、以上です。

○班長 ありがとうございます。

それでは、（もう一方の）委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。今、様々な施策があり、アプリなどもあり、本当に充実
してきているなと感じております。私自身も江東区で子育ていたしました、そのときに
こういったアプリや施策、サポートの仕組みなどがあればすごくうれしかったなと感じて
いたところでございます。この分野に関してはとても期待をしておりますので、引き続き
どうぞよろしくお願いします。

○班長 ありがとうございます。

私のほうからも最後まとめとしてお伝えさせていただきたいと思いますが、子育て
の環境を整備するといいますか、目指す姿というところでは、誰もがというところが非
常に重要かと思うんですけども、誰もが喜びを感じながら子育てしこどもたちが健やか
に成長していますと、そういう姿を描きながら施策を検討していただいて、実施してい
ただいているところかなと思います。

代表指標のところが、「地域に見守られる」ということを挙げていただいているという
ことに非常に大きな意味を感じました。もちろん地域でいろんなサービスが使えるという
こともその中に含まれていると考えてもいいのではないかとはいえますけれども、併せて
地域というところに目を向けて施策を検討されている意味に非常に大きなところを感じた

ところです。

そうしたところで、ファミリーサポートのところで、予算額があまり執行されていないという指摘がございました。こちらは、ファミリーサポートの単純に提供・受益というような関係だけの数字で見ていくとなると、なかなか使うというところが進んでこないように見えるかもしれませんが、ぜひ、これは社会福祉協議会の取組に当たるのかもしれないんですけれども、提供会員で登録されている方が日頃から関わりを持ったりとか、そういった方々が地域の子育て支援センターですとか、そういったイベントに参加をしながら地域の方と顔をつないでいく、その先にこういったファミリーサポートを利用してみようというところが生まれてくるのではないかと感じました。そういった活動をよりよく行っていくことによって、ファミリーサポートの事業というものが動いてくる。単純に登録をした、マッチングをただけではなかなかこれが進んでこないという現状はあるのではないかと思います。ですので、全体の目標に沿って考えていったときに、地域の方々のつながりというものや子育てに対する温かい目、そういったものを地域の皆さんと醸成していく中でこういった一つ一つのサービスが活用可能になったり、情報がいろんなところに回ってきたりとか、そういったところを進めていただけるような御検討、目標との関係で申し上げておりますけれども、ぜひまた御検討いただければと感じたところでございます。

それでは、お時間となりましたので、施策5のヒアリングは以上とさせていただきます。

それでは、その他、事務局のほうから何かございますでしょうか。

○事務局 事務局です。まず、冒頭開始時間が非常に遅れてしまったことを心よりおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

では、まず、外部評価モニターの皆様にご連絡させていただきます。モニターの皆様は、ロゴフォームの意見シートにヒアリングの感想や意見を入力していただきます。ヒアリングをお聞きいただいて、施策に対する区の取組についてどのような感想を持たれたか、会場の方は机上配付しておりますQRコードを読み込んで入力していただければと思います。オンライン参加の方につきましては、事前に送付しているロゴフォームのURLから入力をお願いいたします。

以上です。

○班長 ありがとうございます。

それでは、ここで、5分程度休憩ということで、41分からということでよろしいですかね。それでは、再開は7時41分ということで、会場の時計で御確認いただければと思います。

す。それでは、休憩をお取りください。ありがとうございました。

(休 憩)

○渡辺班長 では、委員会を再開させていただきたいと思います。

なお、職員の方の入替えがございましたので、改めて自己紹介を行いたいと思います。

初めに委員のほうですけれども、お手元の名簿の順番に自己紹介をさせていただきたい
と思います。

初めに、私ですけれども、武蔵野大学社会福祉学科の渡辺裕一と申します。どうぞよろ
しくお願いいたします。

では、小泉委員、お願いいたします。

○小泉委員 公認会計士の小泉妙美と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○班長 よろしくお願いします。

箕輪委員、お願いいたします。

○箕輪委員 東洋大学の箕輪允智と申します。よろしくお願いします。

○班長 それでは、区側の皆さんもお手元の名簿の順番で自己紹介をお願いいたします。

○青柳教育委員会事務局次長 教育委員会事務局次長の青柳と申します。よろしくお願
いいたします。

○瀧澤庶務課長 教育委員会事務局庶務課長の瀧澤です。よろしくお願いいたします。

○松崎学校施設課長 教育委員会事務局学校施設課長の松崎です。よろしくお願いします。

○瀧川学務課長 教育委員会事務局学務課長の瀧川と申します。どうぞよろしくお願いい
たします。

○金指指導室長 教育委員会事務局指導室長の金指と申します。よろしくお願いいたしま
す。

○阿久津教育支援課長 教育委員会事務局教育支援課長の阿久津と申します。どうぞよろ
しくお願いいたします。

○野沢地域教育課長 教育委員会事務局地域教育課長の野沢と申します。よろしくお願い
いたします。

○西隈教育政策推進担当課長 教育委員会事務局教育政策推進担当課長の西隈と申します。
よろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございます。

それでは、ここから、教育委員会事務局次長より施策7における取組の実施状況等につ

いて10分程度で御説明のほうお願いいたします。

○教育委員会事務局次長 それでは、説明させていただきます。

施策7、多様なニーズに応じた教育環境の充実です。

1、施策目標について御説明いたします。

施策が目指す江東区の姿は、「学校、地域、家庭及び関係機関が連携・協働し、全ての児童・生徒が明るくのびのび通うことができる教育環境を実現しています」となっております。

施策実現に関する代表指標は、「学校生活は楽しいと思う児童・生徒の割合」としており、令和5年度から令和7年度まで90%と横ばいとなっております。教育委員会では、みんな輝くことを目指して取り組んでおりますので、「学校生活は楽しいと思う児童・生徒の割合」を100%とすることを目標として取り組んでおります。

続いて、2、施策目標の達成に向けた具体的な取組方針です。4つの取組方針を定めています。詳しくは、3の取組方針の実施状況を御覧ください。御説明いたします。

初めに、取組方針1、多様な教育ニーズに応じた教育支援の推進についてです。

特別な支援を必要とする児童・生徒数の増加や支援ニーズの多様化に合わせて、個に応じたよりきめ細かな教育支援の充実を図るとともに、教職員の専門性の向上、人的支援の充実を図っております。

また、日本語指導が必要な児童・生徒に対して日本語講師派遣を行い、学校生活上の困難に対する支援の充実を図っております。

指標、「特別支援教室支援完了者割合」については、令和7年度は19%となっております。この指標は、児童・生徒一人一人の状況により指導期間には差が生じるため、割合の変動が成果や課題に直接結びつくものではないことから、目標値を設定しておりません。

成果と課題です。

通常の学級に在籍し、発達に課題のある児童・生徒を対象とした特別支援教室を区内全校に設置し、拠点校から巡回指導教員が巡回することで、週1回在籍校で学校生活上の困難さを解消するための授業を受けられる体制を整備しております。

また、日本語指導が必要な児童・生徒へは、日本語指導講師の派遣や関係団体との連携など、多様な支援に取り組んでおります。

一方、年々多様化する個別の支援ニーズに対応するためには、在籍学級における支援の充実を図る必要がございます。学習支援員の拡充、翻訳ツールの導入など、個に応じた支

援方法について検討してまいります。

次に、取組方針２、いじめ・不登校対策等の充実についてです。

「江東区いじめ防止基本方針」及び「ＫＯＴＯこどもかがやきプラン」に基づき、いじめや不登校の未然防止・早期対応に取り組んでおります。

また、専門職を配置して相談体制を充実させたり、不登校児童・生徒の学びの場を整備したりしております。

指標は、「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う児童・生徒の割合」としております。令和７年度は96.2%となっており、前年度から1.4ポイント上昇いたしました。

成果と課題です。

生徒主体のいじめ防止活動等の効果により、中学校ではいじめの認知件数は減少しております。また、不登校対策として、今年度９月からブリッジスクール辰巳教室を開設するなど、ブリッジスクールの充実を図るとともに、区内全校に校内教育支援センターを設置することで教室以外での居場所づくりの充実を図っております。こうした取組の成果により、増加が続いていた不登校児童・生徒数はやや減少に転じております。

課題としては、児童・生徒が抱える問題の複雑化・多様化が進んでおり、そのため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーへの相談ニーズが高くなっております。専門職の配置相談体制の充実について検討してまいります。

次に、取組方針３、学校・地域・家庭の連携の推進についてです。

学校を中心に、地域や家庭との協働を進めるため、コミュニティ・スクールの導入を推進しております。

また、休日部活動の地域クラブ活動への段階的な展開を進めており、生徒が地域で多様な活動に参加できる環境づくりを推進しております。

指標は、「地域学校協働活動に参加したボランティア数」としております。令和７年度は２万7,824人となっており、前年度より3,101人増加しております。

成果と課題です。

地域学校協働本部のコーディネーターが中心となることで、地域と学校が協働活動を進めております。

また、休日部活動の地域クラブ活動への段階的な展開を図るため、推進計画を策定し、各学校で地域クラブ活動の試行実施を行っております。

一方、学校・地域・家庭の連携を一層推進していくためには、保護者や地域の方々への多様な教育情報の発信が必要となると考えております。そのため、広報のさらなる強化に取り組んでまいります。

次に、取組方針４、教育施設の整備・充実についてです。

児童・生徒数を踏まえながら、教育施設の整備や設備の充実を図るほか、最先端のＩＣＴ教育を実施できるよう必要な設備の導入を進めております。

指標は、「改築・改修を実施した学校数」としております。令和７年度は、計画どおり２校の改修を実施いたしました。

成果と課題です。

施設整備事業については、国や都の補助制度や基金等を有効に活用し、計画的に進めております。

また、ＩＣＴ教育の環境整備については、ＧＩＧＡスクール構想に基づく１人１台端末や高速無線ＬＡＮ環境の整備など、教育環境の質的向上に取り組んでおります。

今後も、地域人口の動向や教育的ニーズを把握しながら教育環境の整備に努めてまいります。

４の一次評価につきましては、今までの説明と重複いたしますので省略させていただきます。

私からの説明は以上です。

○班長 ありがとうございました。

それでは、ここからヒアリングのほうを進めさせていただきたいと思いますが、全体のお時間について御理解いただきたいと思いますが、当初１０分程度の遅れをもってスタートしております。後半もそのぐらいの遅れをもってスタートしておりますので、半を少し過ぎてしまうことについては御理解をいただきたいと思っております。それぞれ御予定もあるかと存じますが、ヒアリングのほうを着実に進めてまいりますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、早速委員のほうから施策７についての質疑を行ってまいりたいと思います。

では、委員お願いできますでしょうか。

○委員 では、幾つか質問させていただきたいんですが、まず、すみません、場所が明確じゃないんですが、学校が楽しいと思う児童が１００％というところがあったような気が……。

○班長 代表指標のところにそのような記載がございます。

○委員 指標に関してあまり言うのもあれなんですけれども、100%を目指すのはつらいんじゃないのかなと思っているのがあります。なかなか合わない子っていたりしますし、人間関係が入ってきたりするところなので、入った学校で100%というのは、いろんな、多様な、例えばいじめでショックを受けて転校するとか、あとは家庭の事情で、行かせなくてもいいという家庭も近年少なからずあったりするということもありますし、その辺りについてはどういう見方をされているのでしょうかというところです。

○班長 御質問ありがとうございます。恐らくブリッジスクールの関係もあるのかなと思うんですけれども、こういったところも含めて、学校生活というところをどこまでの範囲で捉えていらっしゃるのかということも含めて教えていただければと思いました。いかがでしょうか。

○指導室長 御質問ありがとうございます。指導室長です。

まず、指標の楽しいと思う子供たちが100%というところですけど、ここは目指す数値としては持っておきたいなということで、全員がそう思えるようにというところです。

多様な学びということなんですけれども、おっしゃるように一人一人状況は違いますので、学校に通えているお子さんもいれば、不登校傾向でブリッジスクールに通っているお子さんもいますので、後ほどまた触れていただくかもしれませんが、「KOTOこどもかがやきプラン」というものを立てて子供たち一人一人が輝くような施策を今展開しております。そういったことを受けて、どの子も学校へ行くのが楽しい、学ぶのが楽しいと思えるような取組を進めているところです。

以上です。

○班長 ありがとうございます。これを代表指標にしたからこそ、こういったことに取り組んでいるというものがこの後の様々な取組方針の中に含まれているというところなのかなと思いました。委員のおっしゃるように、達成できたと感じることはなかなか難しいのかもしれないけれども、全ての生徒がこのようなことを感じられるような施策に取り組まれていくという、そういうものとして受け取りました。ありがとうございます。

委員、よろしいでしょうか。いかがでしょうか。続けての御質問もいただいて大丈夫です。

○委員 1件関連してなんですけれども、私自身もそうですし、私の息子もそうだったりするんですが、ADHDを持っていたりするんですね。ADHDとかADSを持っている

子というのはなかなか学校での扱いが簡単ではないとされて、うちの子も、江東区ではないんですけれども、なかなかうまくなじめなかったというのもあったりしました。今、ADHDが多くて、対応してくれるところに行こうとしても予約がたくさんでなかなかうまく対応してくれない、してくれるところを探すのが難しいというのもあったりするんですけれども、その対応とかについてはどうなのでしょう。結構学校が楽しいとかに関わってくるところかなとは思ってますよ。

○班長 ありがとうございます。特にここではADHD傾向の方について、受入れや個別対応ですね。

 そのようなところではいかがでしょうか。お願いいたします。

○教育支援課長 教育支援課長です。ADHDのお子さんへの対応ということで御質問をいただきありがとうございます。ADHDのお子さん、ASDですとか、LDですとか、それぞれのお子さんの特性に合わせて、教員がその子たちの特性を理解して、言葉がけでしたり、対応の仕方でしたり、そういうところを研修などで補い、日々の生活の中で教員がその子たちに注視して、その子たちだけでなく全体を見ながら教育活動を進めているというのが今の学校の現状ではあります。

 以上でございます。

○班長 ありがとうございます。委員からは具体的にどのようにというところでいただいているところかなと思いますけれども、体制を整えながらそういった対応をしっかりとできるように取り組んでいらっしゃるというところかなと思いました。

 重ねての御質問になってしまうんですけれども、多様な教育ニーズということですが、今おっしゃったようなADHDの方とかLDの方、そのほかにもインクルーシブ教育ということ掲げていただいているわけなんですけれども、医療的ケア児の方ですとか、多様な性についての自認のあるお子様の対応というところで、教育ニーズという言い方と、安心して学校に通い続けて、それこそ楽しいと言える、そういったところでそれぞれにそういった対応が求められるところもあるかなと思います。「多様な」というところで想定をされたり対応されたりしていることについて少し御説明いただければと思ったところでございますが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。「多様な」というところでは、まず本区では、学習支援員ということで、例えば先ほどのADHDですとかASD、LD、また選択性緘黙等の傾向がお子さんについて、支援が必要という場合には学習支援員を週35時間以内でつけ

ていたりしております。また、特別支援学級においても、1学級1人支援員をつけたりですとか、また様々な障害等に対して、肢体不自由でしたり医療的ケアの必要なお子さんについては学習支援員、また介助員、看護師等もつけております。

また、先ほどありました性に関する部分については、性自認をしているお子さんとか、カミングアウトしているお子さんとかがいるということはまだ把握はできていませんが、そういう子がいたとしても学校では対応の仕方等を全教職員が理解した上で取り組んでいるところがございます。

以上です。

○班長 ありがとうございます。なかなか全ての教職員の皆さんが理解するということところが、実際にどの程度ということところは難しいところもおありかなと思いますけれども、そのような取組を進めていかれるという、そういう方向性については理解することができました。

医療的ケア児の受入れの状況についてはいかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。医療的手当ての受入れについても、本区においても小中学校合わせて十何人のお子さんがいらっしゃいます。そういうお子さんに関しては、状況に応じて、先ほども述べさせていただいたとおり、介助員ですとか看護師を常駐させています。

○班長 ありがとうございます。本人が希望すればそういったことが可能な体制づくりが行われているということの御説明として理解させていただきました。

委員、いかがでしょうか。ほかにもしあれば……。

○委員 教えてほしいところがあるんですね。例えば、うちの子なんかは字が結構下手で、はね方がはねているように見えないとかというので、うまく書けていないところでバツをもらったりすると、点数がどんどん低くなって学習する意欲をなくしていくというようなこともあったりしました。その辺り、みんなで同じ一律の採点を、ま、試験のときはしなきゃいけないんですけれども、指導のときとかはなかなか難しさもあると思うので、そういったところで、ADHDだけじゃなくても、ほかの方々も含めてインクルーシブをやるなら細かいケアをしつつというのが大事かなと思っているところです。

○班長 ありがとうございます。かなり具体的なところがございますけれども、そういったところの学びも先生方に知っていただきながら、一律ではない評価ですとか、そういったところの指導の御配慮というものがあるとなおこの代表指標が100%に近づいていくの

ではないかという御指摘かなというふうに思います。ありがとうございます。

ほかの御質問でも構いませんが、委員、いかがでしょうか。

○委員 では、ほかの質問なんですけれども、翻訳ツールについてなんですが、近年A Iとかは大分安価でできるようになっていると。パソコンみたいな機械があれば、サブスクとかにはなっちゃうんですけれども、安価でできるということになってきているんですが、今はどういったツールを使っておられるのか、どれぐらい高い技術なんだろうかなというところが質問です。

○班長 ありがとうございます。

まず、翻訳ソフトについては、試験的導入というふうにも書いてございますので、そういったことの現状を教えていただければ、どのようなものを使って、実際にどのような成果があるかということも含めて教えていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。今現在は、子供たちが持っているタブレットにアプリを導入しまして、そのアプリを企業と連携して50アカウント使えることになっていて、今は試験的に中学校3校、小学校3校に導入しております。語学で支援が必要だという子、日本に来て間もない子に関しては常時そのアプリを使えるようにしております。

そのアプリでは、授業中に教員の発した言葉をリアルタイムに翻訳したりできると。また、休み時間とか、子供たちが会話しているものを拾って翻訳してくれると。

ただ、まだまだ難もありまして、複数の声が入ってしまうと混在してしまうというデメリットもあるんですが、ただそこは日本の生活にまずは慣れるということを意識して、日本の生活に溶け込んでもらえるようにしていきたいという思いから、まずアプリを導入しております。

また、もう一つ、タブレットを導入しておりまして、現在13台用意しております。そのタブレットは、幼稚園5園に配置しているのと、残り8台は教育支援課に常時置いてありまして、学校が必要なときに借りるということで、現在も数校に貸しているという状況です。

そのタブレットでは何ができるかというと、これも委託業者とタイアップしまして、同時通訳ができるので、例えば幼稚園では、非常に助かっているというお声を聞くのは、園内に入っていいただければWi-Fiがつながっていくので、リアルタイムで保護者と会話ができると。タブレットに通訳の方が出てくれるので、教員でなくても、言語ができない

方でも通訳の方を介してできるとか、あとはちょうど今7月、夏休みに入る前が3者面談の時期ですので、3者面談のときに、または2者面談で、保護者の方が日本語はどうしてもという場合にタブレットを利用して同時通訳してもらえるので、非常に使い勝手がよいということは学校からも聞いております。

以上でございます。

○班長 ありがとうございます。

委員、いかがでしょうか。

○委員 そういったものは、いろんなソフトができてきてどんどん便利になっているかと思います。例えば、最新のやつだと、スマートグラスというのがあって、眼鏡の中にA Iで日本語音声を通して同時通訳というか、同時翻訳をして、英文と日本語を眼鏡の中に出てきたり、価格はまだ高いんですけども、発展し得る領域になっているかなと思います。なので、そういったところをうまく活用しながらやっていけるといいのかなと思っているところです。

○班長 ありがとうございます。

私からも1つ確認をしておきたいんですけど、翻訳ソフトが試験的導入ということで、50アカウントと。端末も、1人1端末とすると50台ということになるのかなと思うんですけども、基本的に、例えば日本語が十分に理解できないという状況の方がそれを導入するという考え方で動かされているということになるんでしょうか。学校でそれを入れているという。

何が申し上げたいかというと、相互に子どもたちがやり取りをするときに、どちらかにアプリが入っているというのはどちらかに合わせるという形のやり取りになるかと思うんですね。この翻訳ソフトはかなり高価なものなのかもしれませんが、そういったものを自由に導入できるようになると、お互いにお互いの言葉を使い合うということがスムーズにできるような、そういうコミュニケーションの可能性というのも生まれてくるのかなと思うんですけども、そういったアプリの導入等を子どもたちがお互いにやり取りをするという中において検討されているのかどうかについてお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。まず、今現在導入しているアプリについては、多くが中国語です。日本語を中国語に変換するということになっています。そのアプリは、実は中国語だけではなく数百か国語の翻訳ができるので、それを使う子については、日本に

来てまだ間もない、二、三日もたたない、1週間、2週間とか、数か月もたたないという子たちがそれを使って、まずは日本の環境に慣れてもらおうということで導入しております。

行く行くは、委員の先生もおっしゃったように、日本人である生徒が外国から来た子が何を言っているのかが分かるようなものも入れられるといいのかなとは個人的には思いますが、まずは外国から日本に来た子たちが日本の生活につまずくことがないように、周りの子たちがどんなことを言っているんだろうかということを母語で分かるようにしたというのがそのアプリでございます。

以上です。

○班長 ありがとうございます。あくまで補助的に活用されていらっしゃるのかなと思いついて、日本語教育の教室とか、そういった体制をしっかりと整えて多くのお子様たちが安心して過ごせるような場づくりをされているところかなと承りました。

お時間の関係で（もう一方の）委員にお渡ししたいと思います。恐れ入ります。

（もう一方の）委員、いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。私からもお伺いしたいことがあるのですが、取組方針2のいじめ・不登校対策等の充実という点で、指標の中に「いじめはどんな理由があってもいじめないことだ」という児童・生徒の割合」というのがございますが、こちらに関連いたしまして、児童とか生徒に直接いじめや嫌がらせを受けた経験ですとか、いじめを見たり聞いたりしたといったことを直接尋ねるアンケートなどはございますでしょうか。

○班長 お答えいただけますでしょうか。いかがでしょうか。

○指導室長 指導室長です。把握するために、年に3回小学校でも中学校でもアンケートを取っている状況です。

以上です。

○班長 どうぞ、委員、続けてお願いいたします。

○委員 ありがとうございます。実施されているということなのですが、そうしましたら、自己申告の状況と、学校として認知・記録されている先生との関係については、区としてはどのように分析していらっしゃいますでしょうか。認知件数のほうが実態に近づいていくほうが望ましいのではないかなと思うのですが、恐らく学校のほうで記録されているのと、生徒・児童が自分でいじめを受けた、見た、聞いたと思う部分との間に乖離があるのではないかなと思いましたので質問させていただいております。

○班長 把握の方法等々に関係するところかなと思いますが、いかがでしょうか。

○指導室長 ありがとうございます。いじめ防止対策推進法に基づきまして、学校では学校いじめ対策委員会というものを全部の学校で設置しております。アンケートの結果を見て、「嫌なこと言われた」ですとか「たたかれた」なんていう記述があるんですけれども、1件1件委員会の中でこれはいじめに該当するねということで認知をしていますので、江東区では小学校では約5,000件、中学校では約500件の認知件数があるんですが、1つ1つ認知をしながら対応している状況があります。

以上です。

○班長 ありがとうございます。対応というのは認知に基づいて行われているというところの御説明かなと思いました。

委員、把握のところで御意見もあるかなと思いますが、いかがでしょうか。ほかにもいただければと思います。

○委員 ありがとうございます。指標には入っていないのですが、いじめの認知件数ですとか、あと解消率なども把握されていますので、そういったものも記録されますと「いじめはどんな理由があってもいけないと思う」というところを強く裏づけることになるのではないかなと思いますので、引き続きこちらの指標についても見ていただければと思います。

あと、もう1点、この取組方針に限らず施策7全体に関して言えることなのですが、各方針の中で専門職の方、コーディネーターさんですとか、スクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカーですとかの活用拡大を図っていらっしゃるんですが、こういった専門職の方を確保するのはなかなか難しいのではないかなと思うんですが、専門職の方を配置するために何か取り組んでいらっしゃるかなどはございますでしょうか。

○班長 人材の確保の面かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門職に当たる人材の確保についてですが、まずスクールカウンセラーについては、現在都のスクールカウンセラーと、区費で賄うスクールカウンセラーということで募集をしておりますので、都からの紹介というところもあります。

スクールソーシャルワーカーについては、募集をかける際に、実は近隣の専門学校ですとか、大学ですとか、そういうところにもお声かけをして、ぜひ本区の教育支援課で実習を行ってくださいということで、広報というか、そういうこととして、行く行く募集をし

ていただけるような取組等も今年度始めているところではあります。

以上です。

○班長 ありがとうございます。人材のことで、スクールソーシャルワーカーのところで今お話もいただいたところかなと思いますけれども、実は派遣型ではなくて巡回型という御説明を事前にいただいているところなんです、江東区内の小学校は児童数もかなり多くいらっしゃるかなと思うんですけれども、巡回だと数の問題で、ま、発生して依頼があったみたいなどころでは対応が可能な範囲かもしれませんが、配置型の必要性も増しているのかなと。配置型というのは、学校配置ですね。そういった検討についてはいかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。実は、行く行くは中学校区に1名の配置を実現させたいなという思いはあります。ただ、現状ですと、スクールカウンセラーの数もそうですし、運営面でもまだまだのところがあるので、年々、昨年度までは10名だったところを今年度12名ということで増やしておりますので、徐々に増やしていきたいなとは考えております。

以上です。

○班長 ありがとうございます。徐々に充実をさせながら、こどもたちが安心して過ごせる場づくりというところで行きまれているということで理解ができました。

委員、続けていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員 ありがとうございます。こういった専門職の方をはじめ、教員の方も含めてなのですが、いろいろといじめの認知件数ですとか、不登校児童の増加傾向に対してこういった専門職の方が疲弊してしまうということもあるかと思いますので、そういった方たちへのケアも厚く考えていただければなと個人的に思っているところです。

以上です。ありがとうございます。

○班長 ありがとうございます。

私からも、後半のほうの質問がまだできていないところなんです、取組方針3のところ、コミュニティ・スクールの導入の話が出ております。これは、地域学校協働活動に参加したボランティア数にかなり大きな影響を与えているだろうというふうに思うんですけれども、コミュニティ・スクールの導入ができていない学校とできていない学校にどのような違いがあるのかということについてはどのように把握をされているか、教えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○地域教育課長 地域教育課長です。コミュニティ・スクールを導入している学校と導入していない学校の違いですけれども、まずコミュニティ・スクールを導入している学校におきましては、学校運営協議会を設置しまして、その中で学校の運営について、地域住民や保護者と、校長の作成する基本方針を承認したり、学校の様々な課題を共有する機会が設けられているというところがございます。地域の方の意見、地域と共にある学校づくりを目指していくための一つの形として学校運営協議会を設置しておりますので、そのような意見が反映できるような環境なのかと考えております。

また、ない学校におきましては、例えば学校評議会などで学校に対して評議員という形で関与する機会はありますけれども、そういったものの違いがあるかなということで考えてございます。

○班長 ありがとうございます。地域のことをいろいろやっていると、コミュニティ・スクールの導入をしたところとしていないところで、地域と学校の行き来というのが大きく変わってくるというところを考えますと、指標に非常に大きく関わっている取組内容かなというふうに感じているところがございます。校長先生、教頭先生の権限は非常に強いかなと思いますけれども、あの校長先生がそこに行くとコミュニティ・スクールが動くというような現状があったりとか、そういった先生方一人一人の考え方ですとか学びの状況によって違いが出る可能性もあるところなのかなと。これは江東区のことではなくて全国的なことかもしれません。そういったところで、研修ですとか、前向きな取組ということについてどんなふうにやっていくかについてはまたぜひ御検討いただきたいところかなと思っております。

それから、教育施設の充実というところでは、件数が2件ずつ増えてきているところではあるんですけれども、なかなか現在11件ということで、括弧書きで累計をいただいているところなんです、目標値が恐らく累計というふうに承りました。2件ずつというところでは、やや停滞という御判断のところと関係しているかと思うんですが、目標値にたどり着かなそうかなと思うんですけれども、これについての御見解を少し伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校施設課長 学校施設課長でございます。目標値への推移ということなんですけれども、今年度は、まず8年度が2件となっておりまして、9年度が3件、10年度が4件、11年度が5件で、トータル的に目標値の25件に達するという目標で考えております。

以上です。

○班長 大変失礼しました。2件ずつ増えていたので、どのようにというところで、教えていただきましてありがとうございます。そういった計画を立てられて、着実に進めていらっしゃるということで理解できました。ありがとうございます。

それでは、委員、よろしいでしょうか。

では、ここからモニターの皆さんにもお伺いしてまいりたいと思います。オンラインのほうと、それから会場の外部評価モニターの皆さんから伺ってまいりたいと思いますけれども、まずオンライン参加で御発言を希望される方は挙手ボタンを押していただき、指名されたらミュートを解除にして御発言いただきたいと思います。発言が難しいという場合は、チャット機能で御意見、御質問をお寄せいただくことも可能です。チャットで発言された場合は、事務局職員が会場マイクで内容を読み上げさせていただきますので、御了承いただきたいと思います。また、会長参加で発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

では、モニターの皆さん、いかがでしょうか。

オンラインの方から、お願いいたします。

○外部評価モニター よろしくお願ひします。

1点確認というか、質問がございます。取組方針3のところ、休日部活動について、段階的な地域展開へ向け今回いろいろ試行的に実施するというのが話として上がっているかと思うんですけど、民間にお願いするという形で、気になっているところが、民間にお願いしたところで指導者の人数が少なかったり、指導経験に差があったり、安全管理とか、そういうところが十分でない人がいるのも事実というところがあって、そこら辺が心配というところと、あと費用がどうなるのかなというのが気になります。例えば、民間であれば月会費とか、遠征費とか、用具代とか、そういうものがかかってくるというのがあるかと思うんですけど、そういったところで逆に負担が増えてしまうことがあるのかどうかというところが気になりました。流れ的には先生の負担とかを減らさなければいけないというのがあるので、民間主体でやっていくというのは大賛成なんですけど、そういったところの心配とか、どういうふうに対策を取っていくのかなというのをぜひお聞かせ願えればと思います。

○班長 ありがとうございます。民間団体への依頼といいますか、そちらが運営主体になっていくことで生じる問題等々についてどのように対応されるかというところかと思いますが、まずは民間団体の選定というところでしょうか。コーチ等々、それが関係している

ところかと思いますが、民間団体の選定というのはどのようにされているかということ。
それから、民間団体に委託したというところで、費用面での負担等々、御家庭に転嫁されているようなところがないのか、このことについてどのように対応されるかというところの御質問かと承りましたが、お答えいただけますでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。まず、民間団体との契約なんですが、先日プロポーザルを開きまして民間の業者に委託したところでございます。実績のある業者と契約ができていますところでございます。

実は、その業者については、昨年度も地域クラブ展開で行っていただいているというところもありまして、今年度の10月から72のクラブ活動で行っていくんですが、指導者の選定ですとか、指導者を集めることですか、そういうことも段階的に行って人の補充もできるということを確認した上での業者選定となっております。

次に、保護者の負担、クラブ活動を運営していく上での費用面についてなんですが、それについてはまだ検討していくところがあるかなと思っております。江東区は行政一体型のクラブ展開としておりますので、まず道具ですとか、大会の参加費ですとか、そういうものは今までの部活動と同じような形でできたらなと考えているところです。これから本格的にクラブ化が進んでいく上では、保護者の方とも十分検討した上で費用面とかは考えていきたいなと考えております。

以上です。

○班長 ありがとうございます。選定に関しては、実績を重視されて、指導者の選定や人の補充等がスムーズに行われていることをほかの実績等々から確認されているという中で検討されているということ。それから、費用面については、まだ今後というところで、昨年の10月からスタートされているということですが、ただ方向性としては、道具や参加費等については、そういったところに委託をしていく前と同様の状況を維持できるような方向で検討されているという、そういった認識でよろしいでしょうか。

○教育支援課長 はい。

○班長 いかがでしょうか。

○外部評価モニター 分かりました。ありがとうございます。

○班長 ありがとうございます。

それでは、会場の方からいただきたいと思います。お願いいたします。

○外部評価モニター 2つあるんですけども、お願いします。

取組方針2のいじめ・不登校の中で、成果と課題の一番下のポツの中に、窓口開設時間外でも対応しているとありました。私の子供が中学生のときに、何人かのお子さんの中で、母子家庭で、介護職とかソーシャルワーカーに就いていて夜勤もあるというお子さんがいたんですけれども、不登校になってもスクールカウンセラーとかになかなか平日の昼間には接続できないのではないかなというままで、結局そのまま中学校を卒業していくという例が何例かありました。ひきこもりの起点が義務教育中のいじめ問題だったりした場合、そのまま卒業されると、フォローアップというのは公的機関で何らかあっていいのかなと思うんですけれども、彼らをサポートする方策というのは江東区の中で何かあるのでしょうか。教えてください。

○班長 では、2つということですが、1つずつうかがってまいりたいと思います。

今、例えばスクールソーシャルワーカーの関わりとかといったところもあるかと思いますが、中学校というところで途切れていないかどうか、高校のところにきちんと接続をされる、継ぎ目というんですかね、そういったもののないようなシームレスな取組というのが行われているかどうか、そのことについてお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育支援課長 教育支援課長です。中学校を卒業した後においても、教育相談窓口にお話をいただければ相談には対応させていただきたいとは思っております。

以上です。

○班長 ありがとうございます。こちらは、つまり相談があれば対応するという状況にあるということでしょうか。

○教育支援課長 そうですね。はい。

○外部評価モニター それは、中学校からの連絡とか接続はないということですかね。

○班長 いかがでしょうか。お答えいただければと思いますが、御本人の了解というのが基本にはあると思いますけれども、そういったところで、中学校から進学される高校のほうに、本人、御家族の同意を得ながら、サポートが必要な状況であるというような、そういった連絡や継続的な支援が可能になるような取組という、そういったことでよろしいでしょうか。そういったものが行われているかどうかということで……。

○外部評価モニター はい。そうですね。

○指導室長 指導室長です。中学から高校への連携という部分では、1人ずつその子の特性ですとか、どういった状況かというのは申し送りしていますし、もし不登校傾向にある

お子さんでしたら、特に気をつける点だとか、そういったものは学校のほうには伝わっている状況です。

区としてのフォローアップというところとしましては、高校がそれぞれの自治体でありますので、そういったところで連携できる範囲でやっていますし、同じ区内であればスクールソーシャルワーカーが引き続き関わるようなケースもございます。

以上です。

○班長 どうぞ。

○外部評価モニター ありがとうございました。じゃ、次の質問へ行ってもいいですか。

○班長 では、次の御質問をどうぞ。

○外部評価モニター 取組方針4の教育施設の整備・充実なんですけれども、見せていただくとスクラップアンドビルドなのかなと思うんですが、例えばうちの子が行っていたのは大島地区なんですけれども、西中、二中とか、南央、一大小、二大小とかというところは結構毎年学生の取り合いをしていて、必ずしもこれはスクラップアンドビルドじゃなくて統合でもいいのかなと思うんですが、そういう検討というのはされているのでしょうか。

○班長 お答えいただけますでしょうか。

○学校施設課長 学校施設課長です。改修・改築の計画なんですけど、基本的には施設の老朽化状況とか児童推計とかに合わせて定めているところでございます。基本的に建てて壊すというような感覚ではなく、老朽化の状況とか児童推計に基づいて改修のスケジュールを組んでいるというところでございます。

以上です。

○班長 ありがとうございます。統合とか、そういったところの検討とはまた異なるということの理解を説明いただいたところかなと思います。ありがとうございます。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

先ほどの支援の継続性というところで言いますと、代表指標は確かに小・中というところで御検討いただいているところかと思うんですけれども、継ぎ目のない関わりで、皆さんが安心してというところで非常に重要な御指摘をいただいたところかなと思います。

ほかに……。

では、お時間かと思しますので、ここまでとさせていただきます。

それでは、御意見のまとめということで、まずは委員からお願いいたします。

○委員 4番の学校環境とかにはあまり触れることができなかったですけれども、これか

らまた、例えば大学なんかで言うと、これまでICTとかを積極的に進めてきたんですが、AIの登場によって逆戻りというか、板書して学生に書かせる、学生にはレポート中心ではなくて試験にさせたほうがいいんじゃないかみたいなことになっていたり、高校なんかでは通信の高校が増えていたりというような状況の変化があったりするかと思います。

そういった中で、学ぶ場というか、教育環境としても、中・高もいろいろなAIの導入であったり、コロナ禍などを通じてオンライン教材とかもたくさん増えてきましたし、学び方も変わってくるんじゃないのかなというふうには思っています。なので、急速に変わっていく中にあると思いますので、そういったことも踏まえて教育環境等も想定しながら変えていくということが重要になってくるのではないかなと思ったところです。ありがとうございました。

○班長 ありがとうございました。

（もう一方の）委員、お願いいたします。

○委員 ありがとうございます。施策7、教育環境の充実ということで、やはり相手が人ですので、数ある江東区の施策の中でも、これは一層ソフト施策が非常に重要な分野なのではないかと感じました。これをどう確保するというのは、なかなか絶対的な正解というものがないかと思うので、100%を目指すのは非常に高い目標ではありますが、そこに向けて御尽力いただけることに一区民として本当に感謝しております。引き続きよろしくお願いいたします。

○班長 ありがとうございました。

私からもコメントさせていただきたいと思います。代表指標のところで先ほども確認をさせていただいたところですが、全ての児童・生徒がということで、100%を目指すということですので、これは非常に大きな覚悟を持った計画だというふうにお見受けいたしました。特に「楽しい」というのは、なかなか、前の日に何か嫌なことがあれば楽しくないという、そういったことも起きるような部分ではありますが、決してそのようなことをこの指標で測ろうとしているのではないということは十分理解をいたしております。つまり、本当にみんなが笑顔で通い続けられる、そういう学校を目指して何ができるかということを生懸命御検討されながらこの施策を推進されているということがよく分かりました。

そういう中で、委員が御質問されたように、何らかの、なじんでいたり、今までの一律の評価というようなところではその方が笑顔になれないような、そういうような状況に

どう対応していくか、個別性というところを多様な教育ニーズへの対応ということで取り組まれているということなのですが、まだまだもしかしたら多様性とか、多様な子どもたちというところの見方の視野の広さというものがより一層求められる時代に入ってきているのかなと思います。これは、時代の変化や社会の変化というところと非常にリンクしているところだと思いますので、実は今までの施策というものをそういった多様性の変化に合わせて変えていかなければいけないという、そういったところもこれを達成していくためには求められているところなのかなというふうにも感じたところでございます。

そういったところで、スクールソーシャルワーカーのお話も先ほど少しさせていただきましたけれども、現状では週1回3時間程度ということで、なかなか子どもたちとソーシャルワーカーが関係をつくりながら「本当はこんなことが起きているんだけど」と言えるような状況ではなかなかないという。それは、学校の先生たちとの間でももちろんやり取りされている内容ではありますが、学校の先生というところだけではない多様な児童・生徒がいろんな相談ができるような環境を整えるという意味でも、現在その方向で御検討いただいているということですが、より一層の御努力がいただけると100%に近づいていくのかなというふうにも思ったところです。

また、非常に重要なところでお伝えしたいのは、学校・地域・家庭及び関係機関が連携・協働しということが目指す姿の一番最初に書かれていると。ここで、コミュニティ・スクール構想をどうやって進めていくのかという、ここは十分にヒアリングでおうかがいすることができなかったんですけれども、この施策についてどう進めていくかということについてはより一層御検討いただくと目標の達成に近づいていくというところとかなり深く関係しているのではないかと感じたところでございます。

少し長くなってしまっていて大変恐縮でしたけれども、ここまでとさせていただきたいと思います。

では、最後に事務局のほうからいかがでしょうか。

○事務局 本日はありがとうございました。

まず、委員の皆様に事務局から2点御連絡申し上げます。委員の皆様には、本日のヒアリング結果を踏まえ、外部評価シートの作成をお願いいたします。外部評価シートの様式は、事前にメールにて送付しておりますので、そちらを御活用いただければと思います。なお、提出につきましては、大変恐れ入りますが、7月23日木曜日の夕方5時までにメールにてお願いいたします。

本日御参加いただきました外部評価モニターの皆様には、意見シートを入力いただきますが、頂戴した意見シートを委員の皆様へ送付させていただきますので、モニターの皆様の御意見も参考にいただきながら外部評価シートを作成いただければと思います。

続きまして、外部評価モニターの皆様へお願い申し上げます。ロゴフォームの意見シートは施策ごとの御入力をお願いいたします。

会場にお越しいただいたモニターの皆様は、意見シートの送信済み画面をお帰りの際に事務局職員に御提示ください。確認させていただいた後、事務局より1施策ごとに区内共通商品券を進呈いたします。本日の提出が難しい場合ですとか、ロゴフォームの利用が難しい場合は、その旨職員に申しつけください。

また、オンラインで御参加いただいたモニターの皆様は、明日7月18日土曜日までに御入力をいただきますようよろしくお願いいたします。御提出を確認させていただいた後、商品券のほうは御郵送させていただきます。

事務局からは以上でございます。

○班長 ありがとうございました。それでは、長時間にわたりましたが、以上をもちまして第3回江東区外部評価委員会、B班のヒアリング2回目のほうを閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

午後8時44分 閉会